

ユダヤ人国家とマイノリティ

独立宣言と基本法の視角から

The Palestinian Minority in the Jewish State
In the Context of the Declaration of Independence and Basic Laws in Israel

臼杵 陽

USUKI Akira

I. マイノリティとしての「イスラエル・アラブ」——問題の位相

2003年1月28日、イスラエル国会（クネセト）選挙が行なわれた。過去3回にわたって並行して実施された首相公選制が廃止されて行なわれる最初の選挙であった。リクードが労働党に大きく水をあけて第一党となって、アリエル・シャロンが引き続き政権を担当することになった。

この選挙前、イスラエル国会史上、例を見ない事態が生じた。民主国家としてのイスラエルとユダヤ人国家としてのイスラエルとの関係を根底から問う異常な出来事であった。というのも、イスラエル国籍をもつイスラエル市民として国会議員となったアラブ人であるアズミー・ビシャーラの議員特権がイスラエル国会によって剥奪されるという前代未聞の事態が起こったからである。この発端はビシャーラ議員が国交のない隣国シリアを訪問し、ハーフェズ・アサド前大統領の一周忌の記念行事で演説を行ない、そのなかで南レバノンにおいてイスラエル軍に対して抵抗運動を行ってきたシーア派武装組織ヒズブッラー（神の党）を賞賛して同組織には外国の占領に対

する抵抗権があることを強調したためであった。イスラエル帰国後、この発言は敵を利する発言として国会で問題となり、国会での審議を経てかれの議員特権が剥奪されることになった。

この事態に対応して最高検事長は特権を剥奪されたビシャーラ議員を緊急法および反テロ法の容疑で起訴し、さらにイスラエル選挙管理委員会も最高検察庁の起訴を受けて、ビシャーラ議員の所属するバラド党を選挙リストとして登録資格を認めなかった。選挙への立候補の扉が閉じられたのである。イスラエルは比例代表制で、選挙に出るためには立候補者名を並べた選挙リストを選挙管理委員会に登録する必要がある。これに対して、ビシャーラ議員は選挙管理委員会の決定を不服として、最高裁に訴えた。その結果、最高裁は選挙管理委員会による選挙登録の不許可は合法的ではないとして、ぎりぎりの段階でバラド党は選挙リストとして選挙への登録を承認されたのである。

この小さなエピソードはイスラエル国家の性格を根底から問うもので、さまざまなかたちで波及する可能性のある深刻な政治問題を孕んでいた。ビシャーラ自身がかね

てから、イスラエルに住むアラブ市民として、イスラエルはすべての市民のための民主国家であるべきで、イスラエル国家にユダヤの性格を付与することに非常に批判的であった。そのため、ビシャーラはイスラエル国家の「ユダヤ性」を重視するナショナリストあるいは極右勢力、時にはユダヤ教宗教勢力から激しい非難を受けていた。

ビシャーラ問題を考えるにあたっては、ユダヤ人国家において民族的マイノリティとして生きる「アラブ市民」がどのように位置づけられているかを知らなければならない。すなわち、マジョリティを占めるユダヤ人の国家の制度的枠組みにマイノリティを位置づけるのでなければ、マイノリティの存在のありようは見えてこないからである。そこで、まず手始めに、事実上の「憲法」として位置づけられているイスラエル独立宣言におけるイスラエル国家の性格規定を検討してみる。独立宣言は正式には「イスラエル国樹立宣言」(Hakhrazat ha-Atzma'ut 'al Hakamat Medinat Yisra'el)におけるイスラエル国家の性格を検討し、そして基本法にかかる諸問題を議論する。以下において、ユダヤ人国家としてのイスラエルと民主国家としてのイスラエルの相克とはいったい何かを考えるために、イスラエルにおける独立宣言と基本法を事例として問題点を簡単に概観してみたい。

II. イスラエルにおける独立宣言と基本法

イスラエルには成文法としての憲法は存在しない。その代わりに憲法の代替として独立宣言があり、また世界シオニスト機構=ユダヤ機関(地位)法(hok ha-histadrut

ha-tziyyonit ha-'olamit/ha-sahnut ha-yehudit) および帰還法(hok ha-shavut) という特別の基本法、そしてその他に11の基本法(hok yesod)が存在する。11の基本法とは、国会=クネセト(1958年)、土地(1960年)、大統領(1964年)、政府(1968年)、国家経済(1975年)、軍(1976年)、首都エルサレム(1980年)、司法(1984年)、国家監督官(1988年)、人間の尊厳と自由(1992年)、職業の自由(1992年)、である。

独立宣言はイスラエル国家の建国理念のエッセンスが凝縮された文書として事実上の「憲法」と見なすことができ、他の基本法とは別格に扱うべき文書である。また、世界シオニスト機構=ユダヤ機関(地位)法および帰還法という二つの「特別」の基本法は、イスラエル国家と世界に散らばる離散ユダヤ人社会との相互関係を規定した文書で、離散したユダヤ民族のためのイスラエル国家というシオニズムの理念が色濃く投影されている。この二つの「特別」の基本法はイスラエル国家および政体にかかわる他の基本法からは区別する必要がある。

イスラエルは建国直後、最初のクネセト(国会)において憲法制定委員会を設置した。相当の時間をかけて憲法制定に関して議論したものの、結局、制定の合意に至ることができなかった。宗教諸政党がトーラー(ユダヤ教律法)以外の法は認められないとし、また左派諸政党はマルクス主義的理念を取り込むように要求したからであった。そのため、ダヴィド・ベングリオン・イスラエル初代首相は当面、憲法制定を断念し、合意可能な問題から断片的であっても基本法を漸次制定していくかたちで対処することを決定した。そのために、クネセ

トが基本法を制定する権限をもち、120議席のうち絶対過半数である61議席の賛成をもって基本法を制定あるいは改定できるとした。

イスラエル独立宣言は異なる考え方をもつ人々やさまざまな社会層の人々のコンセンサスを表現するものでなければならなかった。すなわち、イスラエルを「ユダヤ民族国家」として位置づけている諸々のシオニスト諸派から、シオニスト国家としてのイスラエルに猛烈に反対する共産主義者、シオニズムを反ユダヤ教的だとして反対する超正統派ユダヤ教徒（アグダト・イスラエル党）に至るまで、さまざまな政治勢力が建国当初のイスラエル社会を構成していた。したがって、国民的なコンセンサスを得るために独立宣言自体はあらゆる解釈の可能性を残す理念を含んだ文書となった。

独立宣言が孕む最大の問題点はイスラエル国家の規定をめぐる問題である。すなわち、一方で「ユダヤ人国家」としながら同時に「民主国家」と規定したところに問題が生じたからである。すなわち、ユダヤ人ではないマイノリティ民族集団である、イスラエルに在住するアラブ市民をどのように位置づけるかの問題を残したままであった。例えば、問題は次のようなかたちで現われる。すなわち、イスラエルをユダヤ人国家だと規定すると、イスラエルに市民として居住する非ユダヤ人は永遠に完全なイスラエル市民になれないということになる。他方、議会制民主主義ルールにしたがってアラブ市民が仮にイスラエル国家の多数派となり、イスラエル国家を「ユダヤ人国家」ではないと規定した場合、イスラエル国家はすべてのイスラエル人のための「民

主国家」になることができるのか、というイスラエルの民族国家的性格をめぐる矛盾が生まれることになるのである。

しかし、そのような独立宣言の孕む矛盾はそのまま追認された。すなわち、「基本法：人間の尊厳と自由」（1992年）が「ユダヤ的および民主的国家としてのイスラエル国の諸価値を基本法において確立するために」制定されたからである。そのために、宗教諸政党からはイスラエルを「ユダヤ教国家」として規定する基本法の制定を求める動きは絶えないし、同時に左派政党からは徹底した民主国家として宗教と国家の完全な分離を要求する動きが起こるなど、国家規定をめぐるのは錯綜した状況と議論の混迷を生み出しているのである。

ところで、イスラエル国家をユダヤ人国家として規定する、最も重要な基本法は「帰還法」である。なぜなら、帰還法によって「ユダヤ人はオレー（ole：移民）としてイスラエルに来る権利を有する」からである。この基本法は1954年と1970年に部分的に改定されているが、改定部分で最も注目すべき点は、1970年の改定で「ユダヤ人」を新たに定義している点である。すなわち、「ユダヤ人とは、ユダヤ人を母として生まれるか、あるいはユダヤ教に改宗したもの、ならびに他の宗教の成員でないもの」としているのである。とりわけ注意を要するのは「他の宗教の成員でないもの」という、それまでハラハー（ユダヤ宗教法）にない規定を新たに付け加えたことである。

この新たな規定は次のような事件が起こったためであった。すなわち、カトリックに改宗したユダヤ人が、「自分の宗教はキリスト教であるが、民族はユダヤ人であ

る」と主張して、イスラエル内務省に対して帰還法の適用を求めて最高裁で争い、結果的に帰還法の適用を認められなかった訴訟事件を受けて改定されたものであった。帰還法では「誰がユダヤ人か？」に関しては「本法が施行される以前にこの国に来たすべてのユダヤ人、本法施行前後を問わずこの国で生まれたものをオレー（移民）としてこの国に来たものとみなす」ときわめて曖昧に規定していた。そのために改めて厳密にユダヤ人を定義する必要に迫られたからであった。

このような問題処理の仕方はクネセトが立法機関として基本法を改定しうる権限を有していることを意味すると同時に、「誰がユダヤ人か？」に関する政治的問題が惹起されれば、本基本法が再度改定される可能性を示唆しており、基本法のもつ脆弱性が問題化する契機ともなって、憲法制定への世論を喚起することにもなっているのである。

この帰還法が個人としてのユダヤ人の定義とその帰還の権利を規定しているとすれば、すなわち、イスラエルと離散ユダヤ人社会との関係をユダヤ人個人の権利として規定しているとするならば、「基本法：世界シオニスト機構 = ユダヤ機関（地位）」は、独立国家としてのイスラエルと、離散ユダヤ人社会を組織化してきた世界シオニスト機構の関係を明らかにしたものであった。歴史的あるいは組織的にいえば、世界シオニスト機構のパレスチナ代表部がユダヤ機関であり、イギリス支配下のパレスチナ委任統治期にはユダヤ機関がパレスチナ委任統治政府に対してパレスチナのユダヤ人を代表する政治組織として位置づけられ

ていた。したがって、世界シオニスト機構とユダヤ機関は世界組織とそのパレスチナ代表部として同一組織であり、名称の違いは、同じ顔を別の角度から見た違いにすぎなかった。ただし、パレスチナに拠点を置くユダヤ機関は組織的にはイスラエル国家が独立するとともに発展的にイスラエル国家に解消されると想定された政治組織であったが、イスラエル建国後も世界シオニスト機構のパレスチナ代表部という性格は維持されていた。したがって、世界シオニスト機構 = ユダヤ機関と新たに誕生したイスラエル国家との関係を明確にする必要が起こったのである。

この基本法によれば、世界シオニスト機構 = ユダヤ機関はユダヤ人移民と入植、そしてこの分野における他のユダヤ人諸組織との調整を行なうとしている。つまり、世界シオニスト機構はパレスチナにユダヤ人を移民・入植させる事業を行なってきたシオニズム運動の総本山であったが、本基本法でイスラエル国家が建国されてもイスラエルへのユダヤ人移民・入植の事業を続けることを明らかにしたものであった。世界シオニスト機構 = ユダヤ機関とイスラエル国家との関係はそれぞれ離散ユダヤ人社会およびイスラエル・ユダヤ人社会を代表すると同時に両者はユダヤ人移民・入植によって繋がれていた。

世界シオニスト機構 = ユダヤ機関とイスラエル国家とは両者の分業を明確にするために取り決めを行なっている。そのなかでユダヤ機関は国家機関ではなく、民族機関、つまり、全ユダヤ民族に属する国際機関と規定している。そして1960年にはさらに新たな条項を付け加えた。すなわち、「イス

ラエル国はユダヤ民族全体の創設と見なされ、イスラエル国家のためにユダヤ民族の統一を達成するべく、世界シオニスト連盟(=世界シオニスト機構)からの支援を期待する」として、世界シオニスト機構はユダヤ人全体を民族的に代表するという方向性を強めた。同時に、両者はイスラエル国家と離散ユダヤ人社会を結ぶ機関として世界のユダヤ人の統一をめざすことを再度確認しているのである。

帰還法と世界シオニスト機構=ユダヤ機関(地位)法という二つの基本法は以上のようにユダヤ人国家としてのイスラエルを理念的に支えている。しかし、基本法は非ユダヤ人に関する規定が曖昧であるばかりではなく、非ユダヤ人にとってはイスラエルのユダヤ性を強調するために差別的であるのも事実である。

III. 国籍=市民権とマイノリティ

前章においてイスラエルの基本法は11あると指摘したが、独立宣言、帰還法あるいは基本法を機能的あるいは制度的な側面からみた場合、イスラエルの「立憲主義」的な原則は独立宣言にある一方で、ユダヤ人国家としてのイスラエルを規定したのものとして帰還法および世界シオニスト機構=ユダヤ機関(地位)法があることはすでに指摘した。

ところが、「ユダヤ人国家」としてのイスラエルに関連して、最も問題となるのは、宗教と国家の関係を明文化して規定した基本法が存在しないことである。もちろん、オスマン期からイギリス委任統治期を通じて慣習的に継承された宗教共同体の自治はイスラエル国家でも継承されている。した

がって、事実上、ユダヤ教では首席ラビ、イスラームではムフティー、キリスト教では諸教会の総主教などにそれぞれの宗教的共同体の宗教的自治および信仰の自由が制度的に保障されている。出生、婚姻、埋葬、相続といった家族法レベルに属する諸問題に関しては各宗教共同体の長が権限を握っており、それぞれの宗教法にしたがっている。すなわち、イスラエル社会においては市民法と宗教法の二重構造が厳然として存在しており、この宗教上の慣行の追認は基本法では規定されていないのである。

このような市民法と宗教法の法的な二重構造が、宗教・宗派を超えた婚姻を不可能にしており(もちろん、海外などで結婚して内務省に届けられる場合は「事実婚」として例外となる)、この点でも婚姻の自由が侵害されるおそれがあるともいえる。メレツなどのシオニスト左派政党やシヌイなどの徹底的な世俗主義を主張する中道政党が国家と宗教の関係を明確にするように強く要求し、宗教権力の個人的諸問題への介入を排除するような基本法制定を含む立法措置を試みているが、宗教諸政党の強い反対にあって実現していないのが現実である。最近の事例では、バラク前首相が「市民改革」と称して宗教省を廃止するという試みを行なったが、2001年2月6日の首相公選で敗北したためにこの改革も中途半端のまま放置されることになった。

次に、国籍=市民権に関しては帰還法で規定されているが、この点も問題になってくる。すなわち、1948年のイスラエル建国の時点でイスラエル国の領土(すなわち、グリーンライン)内に残ったパレスチナ・アラブにイスラエル国籍=市民権を与える

根拠になったのは独立宣言における「宗教、人種、あるいは性の相違なく」政治的・社会的に平等であるという条項であり、帰還法ではなかった点は注意を要する。当然ながら、この点でもパレスチナ難民の帰還権との関連で問題となってくる。パレスチナ難民に関しては、別の法的措置、すなわち、不在者土地没収法によって財産は没収された上に故郷に帰還することすらも許されていない。

ところで、ここで国籍と市民権をイコールで等値した点について説明しよう。ヘブライ語では市民権に相当する言葉として「エズラフト (Ezrahut)」という単語を使用している。これは市民 (エズラフ) から転用された単語であるが、国籍に相当する用語は存在しない。したがって、イスラエルでは国籍の取得とは市民権の付与であるので、国籍＝市民権なのである。1950年に制定された「国籍法」は正確には「国籍＝市民権」法である。ちなみに、帰還法によってイスラエルに移住してきたユダヤ人にはすべて国籍法にしたがって「国籍＝市民権」を付与される。また、そのユダヤ人には二重国籍も認められているのであるが、1948年までパレスチナに居住していたパレスチナ・アラブには認められないのである。そのような基本法は差別的であるとパレスチナ人は見なしている。

さらに、「イスラエル・アラブ」はマイノリティとしてイスラエルに生活しながら親戚には難民となってパレスチナ以外の離散の地で暮らしているパレスチナ人同胞がおり、かれらは故郷への帰還を事実上閉ざされてしまっている現実がある。ところが、ユダヤ人国家としてのイスラエル国家の規

定と関連して最も重要な基本法として「帰還法」がある。帰還法は「ユダヤ人はオレ (移民) としてイスラエルに来る権利を有する」と明記しているからである。帰還法にしたがって移民してくると、そのユダヤ人には自動的にイスラエル国籍が付与されるのである。この「特権」はユダヤ人には許され、パレスチナ人には許されない。したがって、帰還法は差別的であるとイスラエル市民として生きるアラブ人には映るのである。

以上のようなイスラエル国家のユダヤ性の問題を考えたとき、冒頭に挙げたアズミー・ビシャーラの活動は注目に値する。かれ自身、1991年3月に実施されたシャロン現首相が当選した最後のイスラエル首相公選制の下での選挙で、アラブ市民として自ら立候補を行なったことがある。しかし、最終的にはイスラエル労働党との調整において立候補を断念した。もちろん、イスラエルのアラブ市民は菅瀬氏のエッセイのなかでの指摘にもあるように、政治的な傾向としてある種のアポリアを指摘することができる。その最たる例がクネセト選挙の棄権である。2003年のクネセト選挙におけるパレスチナ人の投票率は、バラク労働党政権の誕生した1999年総選挙の75%から62%までに落ち込んでいる。

しかし、棄権よりももっと積極的な選挙ボイコットもあることを忘れてはならない。イスラエルのパレスチナ・アラブ市民として選挙権を有するにもかかわらず、あえて選挙の投票に行かない、という選択は、シオニスト国家イスラエルの存在そのものを承認しないという政治的な立場の表明にもなる。事実、2001年2月に実施された首相

公選でアラブ市民のほとんどが選挙をボイコットしたために、シャロンが地滑り的な勝利を収めたことは記憶に新しい。このような戦術をとるイスラエルのパレスチナ人のグループに「郷土の息子たち (Abna al-Balad)」運動がある。植民地主義的アパルトヘイト国家イスラエルに住むパレスチナ人は「二級市民」であり、離散パレスチナ人のパレスチナ解放運動との連帯を呼びかけるのである。

IV. 土地問題とマイノリティ

パレスチナ問題あるいはイスラエル問題の本質は土地問題にあるといっても過言ではない。なぜならば、イスラエルはユダヤ人国家と自己規定している以上、その領域の「ユダヤ化」を促進することに政策上の重要な目標を設定しているのも当然だからである。「ユダヤ化」とはイスラエル領域内の土地をできるだけユダヤ人の手中に収めることである。その意味では、きわめて短い土地に関する基本法は重要である。「基本法：土地」においては、イスラエル国家にある土地の売却および譲渡を禁止しているだけであるが、この基本法はイスラエル国家成立以前の事情がからんでいる。

イスラエルの土地は国有地、公有地、私有地に分類される。まず、国有地とは基本的にはオスマン期からイギリス委任統治期にかけて存在したミッリー地を継承したものであり、さらにパレスチナ・アラブが難民となってパレスチナの地を離れ、1950年の「不在者土地法」によってイスラエル国家が収用したパレスチナ・アラブ人が所有していた土地である。

次に、公有地とはユダヤ民族基金 (ha-

Keren ha-Kayemet le-Yisra'el; Jewish National Fund) による所有地である。基本的には同基金は建国以前からパレスチナの土地を購入し、植林、道路建設あるいは住宅および耕作地開発など国土開発全般を行ってきた。イスラエルの土地の圧倒的な部分がこの基金に属している。ユダヤ民族基金はイスラエル国家機関であると同時に世界シオニスト機構 = ユダヤ機関の一翼もなしている。この点に関してイスラエル国家と離散ユダヤ人社会との関係、あるいはパレスチナ難民の帰還権およびその土地所有権が問題となってくる所以である。ユダヤ民族基金の所有になる土地をしばしば国有地 (State Land) と区別して民族所有地 (National Land) という呼び方をしている。

何度も繰り返し問題としてきたのは、イスラエル国家とユダヤ人離散社会との関係であるが、前述したユダヤ民族基金と同じく二重の性格をもつのが、ユダヤ建設基金 (Keren ha-Yesod: Jewish Colonization Fund) である。ユダヤ建設基金は世界シオニスト機構 = ユダヤ機関の財務担当機関で、ユダヤ人移民促進とその移民のイスラエル社会への同化・教育・福祉・農業入植などのための資金を離散ユダヤ人社会から集めて分配する役割を負っている。したがって、ユダヤ民族基金は「基本法：土地」において言及されているが、ユダヤ建設基金は国家機関でありながら基本法には言及されていない。

ところで、イスラエル政府による土地没収をめぐる、イスラエルのパレスチナ人の抵抗運動で忘れることができないのが、ガリラヤ地方のパレスチナ人たちが土地没

収に抗議して1976年3月30日の「土地の日 (Yawm al-Ard)」に組織した大規模なストライキである。このとき、西ガリラヤ地方のサフニーンの前ではパレスチナ人6名が死亡した。以来、イスラエルのパレスチナ人は毎年、3月30日を「土地の日」として記念し、土地没収のみならず、補助金の分配などイスラエル政府による差別的政策の改善を求めるデモや集会を組織している。また、「土地の日」は東エルサレムおよびイスラエル占領地の「ユダヤ化」政策に対する抵抗運動のシンボルとなり、とりわけ、1987年12月に始まった第一次インティファダ後の1988年の「土地の日」はイスラエルのパレスチナ人とイスラエル占領地のパレスチナ人の連帯運動に繋がっていく契機ともなった。

V. おわりに

本論では「イスラエル・アラブ」の法的地位の孕む問題性を独立宣言および基本法という観点から検討した。独立宣言で担保されたイスラエルの立憲主義は成文憲法が存在しなくとも機能しているということが出来る。独立宣言を事実上の憲法と位置づけ、政治状況の必要に応じて基本法を制定するというやり方をイスラエルは採用してきたからである。しかし、イスラエル国民のコンセンサスのとれない問題——とりわけ最大の難問が宗教と国家の関係、そして「ユダヤ人国家」を抜本的に問うマイノリティとしての「イスラエル・アラブ」、さらにイスラエル国家の正統性すら揺るがしかねないパレスチナ難民の帰還権であろう

——に関しては、基本法を制定せずにそれまでの慣行にしたがって運用を行なうという手法をとってきている。

基本法はイスラエルの政治・社会・経済の直面するそれぞれのイシューに関してどこまでイスラエル国民のコンセンサスを得ているかを確認するために重要な指標になるという点では重要な切り口を提供してくれる。ただし、マイノリティ問題から逆照射すると独立宣言と基本法の抱える問題性がはっきりと照らし出される。

イスラエル生まれの若い世代のパレスチナ人研究者は、研究対象としてのイスラエル国家を「帝国主義に支えられたシオニスト人種主義国家」などと頭から否定するのではなく、きわめて冷静に相対化しつつ、内在的な観点から厳しい批判を行なっている。例えば、次のような研究書のタイトルを見ただけで、その関心のありようが明確になる。すなわち、Nadim N. Rouhana, *Palestinian Citizens in an Ethnic Jewish State: Identities in Conflict*, Yale University Press, 1997. の英文タイトルからは、多文化主義的な立場からユダヤ人が支配的なイスラエルの相対化を試みていることがわかる。

シャロン政権下におけるイスラエルのパレスチナ人マイノリティにはよりいっそう困難な政治的な状況が待ち受けているであろうが、むしろ9・11事件以降、世界的でもあるナショナリスティックな排他的な趨勢のなかで、パレスチナ人のありようを考え直してみる必要があるだろう。

参考文献 (独立宣言および基本法に関する資料集)

Daniel J. Elazar, ed., *The Constitution of the State of Israel, 1996/5756, Jerusalem: The Jerusalem Center for Public Affairs*, 1996.

Ha-Mishpatot shel Medinat Yisra'el: Meqorot (The Laws of the State of Israel: Documents), Jerusalem: 1995. (in Hebrew)

また、以下は筆者がイスラエルのパレスチナ人に関して触れている文献である。

『見えざるユダヤ人——イスラエルの〈東洋〉』平凡社選書174, 平凡社, 1998年。

「アッカー湾にたたずむ——キリスト教徒パレスチナ人の肖像」一橋大学地中海研究会編『地中海という広場』淡交社, 1998年, 92-98頁。

「見えざるマイノリティー——イスラエルのアラブ」大塚和夫編『アラブ 暮らしがわかるアジア読本』河出書房新社, 1998年, 246-252頁。

「宙吊りにされた人々——イスラエルのアラブ」稲賀繁美編『異文化理解の倫理にむけて』名古屋大学出版会, 2000年, 41-58頁。

Usuki, Akira, “To be a National Minority in an Ethnic Jewish State”, Inaga Shigemi & Kenneth L. Richard, eds., *Crossing Cultural Borders: Toward an Ethics of Intercultural Communication ... Beyond Reciprocal Anthropology ...*, International Research Center for Japanese Studies, Kyoto, 2001, pp. 199-207.